

社会福祉法人くれない学園

くれない保育所運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人くれない学園が設置するこの保育園の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

(1) 名称 くれない保育所

(2) 所在地 大阪市城東区鳴野東3丁目23番12号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 くれない保育所（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2. 当園は、保育の提供に当たっては、利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
3. 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な提携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
4. 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
5. 児童の保育においては、法の理念に基づき、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、児童の国籍、身上、社会身分等によって差別的扱いをしてはならない。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）
子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者にかかる園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定にかかる園児に対して、第8条に規定する時間の範囲において、法59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育にかかる行事等

(職員の配置)

第4条 「当園」には、園長、保育士、嘱託医を置く。また、副園長、主任保育士、事務職、調理員、栄養士、事務職及び看護師、その他の必要な職員を置くことができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 職員の職務内容は、次によるものとする。

- (1) 園長 1名 保育園の運営管理全般と職員の指揮監督。

- (2) 副園長 1名 園長を補佐し、園長不在時は代理者とする。事務を統括する。
- (3) 主任保育士 1名 保育士間の業務調整及び技術指導並びに統括する。
- (4) 保育士正規 15名非常勤 8名 児童の保育業務、保護者との連絡調整及び保育環境を整備する。
- (5) 栄養士 1名 給食献立作成他全般管理、栄養指導業務
- (6) 調理員 4名 給食業務、調理器具及び食器の整備保管業務
- (7) 看護師 1名 児童の看護及び施設利用者の保健、衛星の指導助言等
- (8) 嘴託医 2名 児童の健康診断、児童及び職員の健康相談及び園舎の環境管理に関する助言指導
(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月 29 日から 1月 3 日)及び祝祭日を除く。なお、4月 1日、お盆(8月 13 日から 8月 15 日)、3月 31 日は家庭保育協力日となり休園となることがある。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 当園の保育時間は 7 時から 19 時までとする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時から 18 時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で時間外保育を提供する。(土曜日は除く)

(3) 保育短時間認定

8 時から 16 時までの範囲内で、保護者が必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 9 時、16 時から 19 時の範囲内で時間外保育を提供する。(土曜日は、除く)

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2. 支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害の緊急その他のやむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額の支払いを受けるものとする。

3. 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第9条 当園の利用定員は、法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就業前子どもの区分ごとに、つぎのとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 2 号のこども（保育を必要とする 3 歳児以上。以下「2 号認定こども」という。） 73 人
- (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号のこども（保育を必要とする 3 歳児未満児。以下「3 号認定こども」という。）のうち満 1 歳児以上のこども 48 人
- (3) 3 号認定こどものうち、満 1 歳未満の子ども 9 人

(利用の開始に関する事項))

第10条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法の定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第12条 園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡する。

(非常災害対策)

第13条 園長は、自然災害、火災その他の防災対策については、計画的に防災訓練と設備改善を図り児童の安全に対して万全を期さなければならない。

2. 保育園においては、原則として毎月避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(保育の実施)

第15条 保育内容及び給食並びに健康管理については、児童の年齢や発達に応じて指導計画を立てる。

(登降園)

第16条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。保護者が付き添えない場合は、保護者よりお迎えに来る人の、名前、関係を職員に報告する。職員は、連絡事項を確認することにより、引き渡すこととする。

(年間行事)

第17条 年間行事については別に定める。

(欠席)

第18条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は電話で園長に届けるものとする。

(休園)

第19条 園児又は園児の同居家族に伝染病の発生により、他の園児に感染する恐れがあると認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第20条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第21条 園長、保健師は常に入所児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

(衛生管理)

第22条 園は、環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年一回の大掃除を行うものとする。

(地域との交流)

第23条 園長は、常に地域との交流に努め、保育所に対する理解と協力を得ることにより、児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。